

富山県発明とくふう展内容説明書 (審査・展示用)

(第54回)

(1) 企業の部

(2) 一般の部

受付
番号

3

ふりがな	ふみきり だん さか あんぜん そうこう くるま		
作品の名称	踏切、段、坂などで安全に走行できる車いす		
ふりがな	あきの せいさく	ふりがな	あきの よしたか
会社名	秋野 制作	発明者名	秋野 芳隆
特許・実用・意匠 の出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願 <input checked="" type="checkbox"/> 出願済み	出願・公開番号	登録番号 特許第5414005号
外国特許他			
特徴と要点 (必ずご記入下さい)			
<特徴>			
-1 踏切のレール隙間、幅 20 センチ前後の溝、グレーチング溝などの障害で転倒することなく安全で安心して走行できる機構がある。			
-2 歩道に横勾配があっても、腕に負担をかけずに直進走行できる機構がある。			
-3 キャスターを大きく上げても後方に転倒しない機構がある。			
-4 上り坂では後方への逆走防止、下り坂では腕への負担を軽減できる機構がある。			
-5 路面の状況、溝、段差、坂などに応じ腕の力を軽減できる機構がある。			
<要点>			
-1 踏切隙間、溝、グレーチングなどの障害で転倒することなく安全に通過するため、キャスター前に上下可動式の回転ベルトを装着。			
-2 歩道の横勾配でも直進するため、キャスターを固定できるストッパーを装着。			
-3 キャスター上げに応じ調整できる、転倒防止ローラーを装着。			
-4 上り坂用としてタイヤ逆転防止ローラーを、下り坂用としてはタイヤ摩擦ローラーを装着。			
-5 腕の負担を軽減するため、手動切替の 2 段減速装置を装着。			
記事：本車いすは試作品につき重いですが、今後材料の見直しで軽量化をはかる。			
本図は特許申請時の内容で、一部請特許求項目に含まれないものがあります。			

略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)

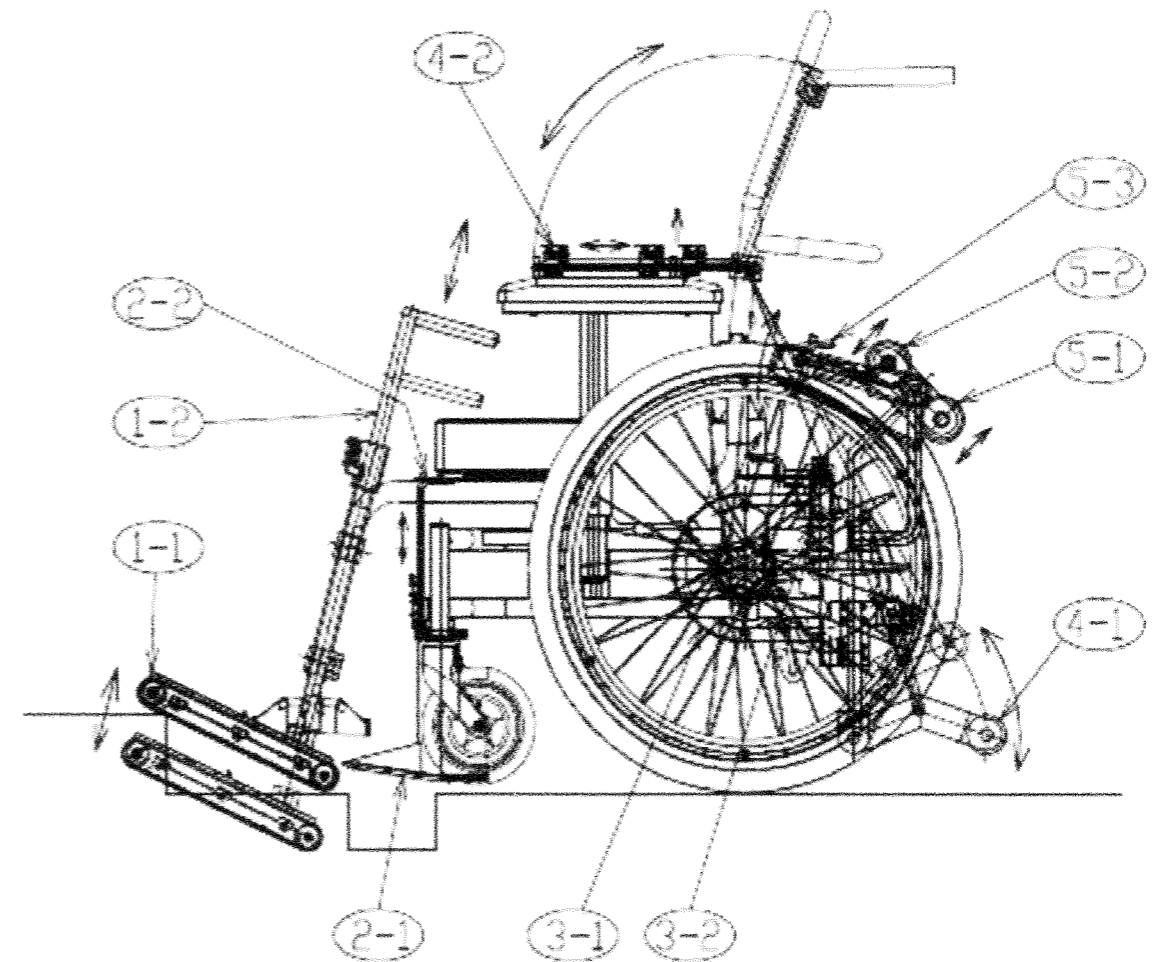
路面に応じ、回転ベルト操作レバー1-2を90°回転させ上下することで、回転ベルト1-1の高さ位置を調整します。踏切や溝などでは回転ベルトの下面は走行面に合わせ、段差を上る時には回転ベルトの下面を走行面より上げます。段差を下る時には段差手前でキャスターを止め、先に回転ベルトを段差下面まで下げて進行します。

歩道に横勾配がある場合は、キャスター直進ストッパー2-2を固定することで、キャスター2-1を直進させることができます。

キャスターの上げ高さに応じ、転倒防止操作レバー4-2で転倒防止ローラー4-1の適正高さを調整し、後方に転倒することを防止します。

上り坂では操作レバー5-3を上げ、逆転防止ローラー5-1をタイヤに押し付け逆走を防止します。下り坂では暴走防止操作レバー5-3を下げ、タイヤ摩擦ローラー5-2をタイヤに押し付け暴走を防止します。

腕の負担が大きいばあい、減速装置3-1の変速ハンドル3-2を上げ車いすの中心方向にスライドさせ、減速比を1/1から1/2に変更することで負担を軽減することができます。(タイヤを少し回転させ切替)



記載注意事項

1. 審査時は、この説明書が添付資料となりますので記載が不明確な場合は審査にもれることがあります。
2. 従来のも (或いは方法) に比し、どこを (何を) どのように発明・工夫したか、要点を判り易く、図を用いた方が判り易い場合は図面 (略図でよい) でご説明下さい。
3. 改良くふう箇所が多くある場合、要点をしばってご記入願います。